

令和5(2023)年11月20日

水ロススポーツの森等の年間予約運用要領

1 目的

この要領は、甲賀市水ロススポーツの森・野洲川河川公園・ひのきが丘公園・柏木公園の利用日程について、大会等の実施を円滑に行うため、施設の年間予約を事前に調整することにより、スポーツの振興および利用団体の利便性と施設利用効率の向上を目指すことを目的とする。

2 対象とする施設

(1) 水ロススポーツの森

甲賀市陸上競技場、甲賀市民スタジアム、多目的グラウンド、テニスコート、キャンプ場

(2) 野洲川河川公園

テニスコート

(3) ひのきが丘公園

野球場、テニスコート

(4) 柏木公園

多目的グラウンド、テニスコート

3 対象とする大会

年間予約申請できる大会は、多チーム編成で、おおむね50人以上で実施する事業とする(申請団体が主催するものに限る)。講習会、教室、練習等は、年間予約申請の対象外とする。

4 年間利用予約の提出

ご案内の『令和〇年度甲賀市水ロススポーツの森年間予約希望申請書』に必要事項を記入し、『予約決定資料送付先記入用紙』とともに提出すること。

5 『一般開放日』の設定

年間利用予約の対象とならない一般市民向けとして、基本的に月に休日2日(土曜日、日曜日各1日)の『一般開放日』を設けています。一般開放日は、年間予約の対象外となりますので、ご理解ご協力をお願いします。

6 調整方法と優先順位

(1) 申請のあった大会等の利用内容を施設毎にリストに整理する。なお、甲賀市の後援を受けて実施する大会等は、調整対象とする。

(2) 申請のあった大会等の利用内容を施設・日程・利用時間に基づいて整理し、

単独予約または重複予約をリストアップし調整対象の大会を抽出する。

- (3) 上記 (2) の単独予約の大会等は、予約確定とする。
- (4) 上記 (2) 重複予約については、まず予め定められた優先順位に基づく該当の大会等に可否を記入する。

優先順位 1：市の行事（地域自治組織、指定管理者の行事を含む主催、共催事業）、甲賀市内学校等の行事。

- (5) 上記 (4) 以外の重複予約は、『年間予約調整会議』にて、調整し可否を決定する。

当施設以外で大会運営ができない大会等であるかどうかを判断材料に、調整会議の場で話し合いにより総合的に調整を行い、可否を決定する。
なお、話し合いにより調整がつかない場合は、抽選にて決定する。

7 スケジュール

- (1) 案内送付
毎年11月中旬
- (2) 年間予約申請受付期間
毎年11月中旬から12月中旬まで
- (3) 全利用予約申請内容の資料作成
毎年12月中旬から12月下旬まで
- (4) 全利用予約申請内容の資料の発信（水口スポーツの森ホーム・ページお知らせにて公告する。）
毎年12月下旬または1月上旬
- (5) 年間予約調整会議開催
毎年1月中旬から下旬の間
- (6) 年間利用予約確定版送信
毎年1月下旬
- (7) 確定版の内容確認と訂正受付期間
毎年2月中旬から下旬の間
- (8) 最終確定版の送信（水口スポーツの森ホーム・ページ お知らせにて公告する。）
毎年3月初め

注：(7)で訂正がなければ(8)はありません。

8 新年度の各種申請書の提出

- (1) 団体登録書の提出
新年度（1回/年）の団体登録を行ってください。
- (2) 『有料公園施設利用許可申請書』（本申請）の提出
年間予約で確定した大会等は、『有料公園施設利用許可申請書』を提出してください。『有料公園施設利用許可書』を発行いたします。

提出期日は、利用日の属する月の3箇月前の月末（4月の利用分なら1月末日）までに提出してください。

提出は持参、FAX、またはメールでも可としますが、持参以外は必ず提出先に着信確認を行い、『有料公園施設利用許可書』を受け取ってください。期日までに申請書の提出がない場合は、当該予約を解除させていただきます。

(3) 減免申請書の提出

年間予約の確定した大会等の甲賀市へ減免申請を提出される団体は、『有料公園使用料減免（還付）申請書』と『後援等名義使用承認決定通知書』および『大会要項』の3点セットで水口スポーツの森管理事務所へ提出してください。

『後援等名義使用承認決定通知書』は甲賀市の事務処理の都合により概ね1箇月を要するものとして余裕をもって行ってください。大会要項が提出日に作成できていない場合は、前回の大会要項の添付を可とし、新しい大会要項が作成でき次第差し替えをお願いします。

なお、減免の対象範囲は施設の利用料であり、備品や照明およびスコアボードなどは減免対象外となります。

提出期日は、利用日の属する月の2箇月前の月末（4月の利用分なら2月末日）までに提出してください。期日までに減免申請書の提出がない場合は、当該予約は減免対象外となりますのでご注意ください。

9 注意事項

- (1) 年末年始（12月29日から翌年1月3日）は施設の休館日であり、施設が利用できません。また、施設の改修や事故その他不測の事態により、急遽利用をお断りする場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 利用時間は、陸上競技場は5月から9月は8時30分から19時30分まで、10月から4月は8時30分から17時まで、その他の施設は8時30分から17時まで、夜間利用施設は22時までです。大会の準備等のために時間外の利用が必要な場合は、施設管理者と協議いただき、許可させていただいた場合のみ利用可能とします。但し、最大でも午前7時からとします。なお、利用時間外に係る施設利用料は、条例の規定により単位数額の5割加算相当額となります。
- (3) 利用時間は、大会等の準備のために施設に入場する時間から大会終了後に物品の片付けを完全に終えて施設を退場する時間まで（1時間単位）をとします。このことを見込んで『有料公園施設利用許可申請書』の利用時間を記入してください。

なお、申請時間外に入場、または退場することは原則お断りします。内容変更等によりやむを得ず入退場の時間に変更になる場合は、事前に施設管理者と協議いただき、許可があったものは利用可能とします。その際に

発生する使用料金はお支払いいただきます。

施設の利用料は、『有料公園施設利用許可申請書』に記載の利用時間に基づいてお支払いいただきます。大会運営の都合により申請の内容よりも早く退場される場合であっても、その分の利用料金の返金はいたしませんのでご理解願います。

- (4) 予備日として利用したいケースがあると思いますが、土日祝日に限っては予備日とはせず、すべて本日として取り扱わせていただきます。したがって、日程が順調に進み、利用の必要がなくなった土日祝日の予約については、結果的に利用されなくても使用料を徴収させていただきます。
- (5) 特別な事情がない限り、利用日程調整確定後における変更およびキャンセルはできません。ただし、やむを得ず変更およびキャンセルをされる場合は、速やかに各施設へ連絡してください。

連絡内容としては、『日時と大会等名称』『団体名称』『連絡者の氏名と電話番号』をお知らせください。

各団体間でのまた貸しは、禁止します。

- (6) 施設利用のルールをお守りいただけない団体、施設利用のマナーが悪い団体は、次年度からの年間予約利用の調整に係る申請書を受付いたしかねます。
- (7) 各団体において、責任者や担当者が変更となった場合は、水口スポーツの森管理事務所まで速やかに電話またはメールなどで連絡願います。連絡がない場合は、現状の登録先に連絡しますので、新旧担当者間で引き継ぎ願います。